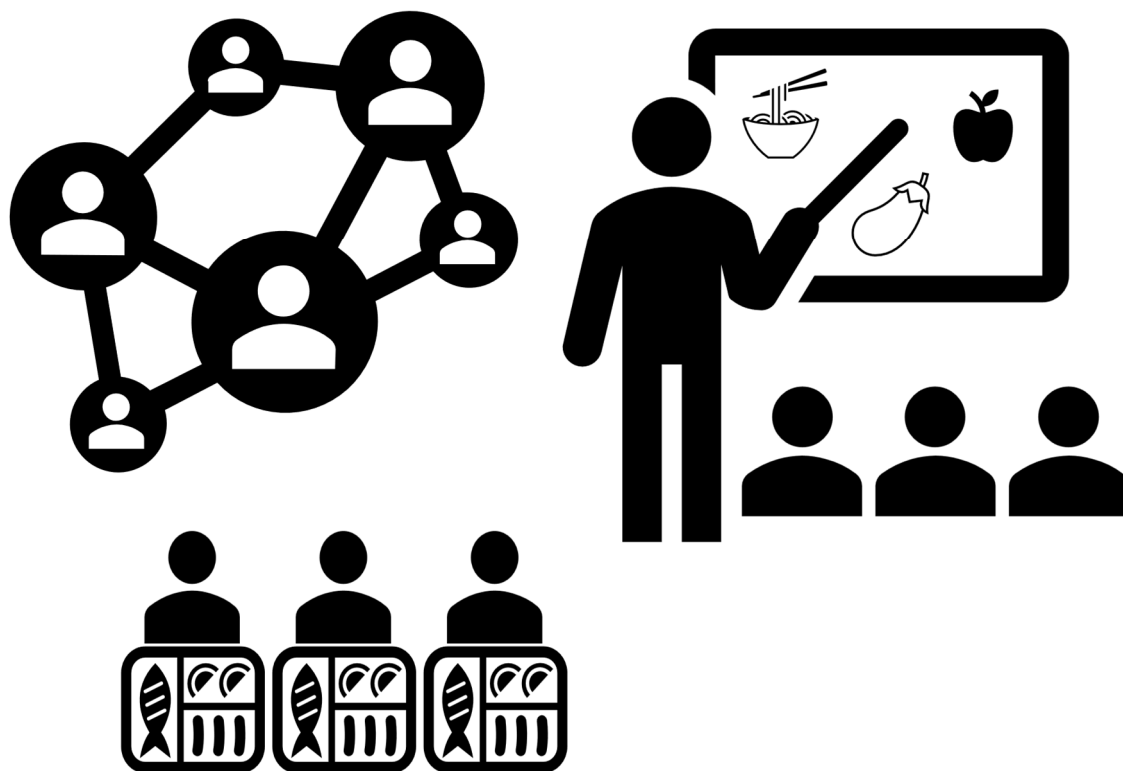


令和8年度（2026年度）

大阪府豊能地区公立学校

新規採用栄養教諭研修の要項と計画



1. めざす教職員像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
2. 校外研修年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
3. 実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.3
4. OPP シート記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.5
5. リフレクションチャートについて・・・・・・・・ p.6
6. リフレクションチャート記入例・・・・・・・・・・ p.7
7. 教員の資質向上に関する指標・・・・・・・・・・ p.8

めざす教職員像 子どもとともに学び続ける教職員

子どもに寄り添い、
子どもに信頼される教職員

豊かな人間性と高い使命感を
兼ね備えた教職員

専門的な知識・技能を高め、
実践的な指導力あられる教職員

保護者や地域の人と向き合い、
信頼と協働の関係を
築くことができる教職員

新規採用者研修の受講にあたって

研修会場では、必ず名札を
着用してください。



研修会場に、自転車・バイク等で
乗り入れることは禁止です。



スケジュールを各自で管理し、
決められた日に受講してください。



原則、研修内容の録音・録画
・写真撮影等は禁止です。



※その他、法定研修に関する質問等は、学校管理職を通じ、各市町教育委員会事務局にお尋ねください。

令和8年度(2026年度)新規採用栄養教諭研修 校外研修年間

オンデマンド：収録した動画を視聴することで実施
リアルタイム：Zoom等を使用し、実時間を共有して実施

【大阪府教育センター・大阪府豊能地区教職員人事協議会実施研修】

豊能 研修回	府 研修回	日 時	研 修 内 容	実施会場等
1		4月3日(金) 14:00～16:30	新規採用者研修開講式ー学び続ける教職員であるためにー	池田市民文化会館
2		4月16日(木) 14:00～16:30	オリエンテーション 教職員の服務・接遇・法令遵守等	池田市民文化会館
ー	2	5月14日(木) 14:00～17:00	開講式 学校給食位における食物アレルギー ー学校給食アレルギー対応と除去食に対応するためにー 栄養教諭の実践に学ぶー組織としてのアレルギー対応ー 食物アレルギー事故防止に向けて ーヒヤリハット回避方法・対策ー	大阪府教育センター
		5月19日(火) ～7月16日(木)	セルフマネジメント ーメンタルヘルスケアー	所属校等 オンデマンド開催
4	ー	6月11日(木) 15:00～17:00 【6月16日(火)】	児童生徒理解①ー生徒指導についてー	豊中市教育センター
ー	3	6月19日(金) 13:00～16:00	学校給食の現場から学ぶー授業の見学/授業を見学してー 大阪府における食育の推進 ー教科等への授業参画/指導案作成の意義と校内連携/学校給食 を生きた教材として活用するためにー	田尻町立中学校
	4	7月21日(火) ～9月17日(木)	支援教育の現状と課題 ー子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方についてー	所属校等 オンデマンド開催
7		8月20日(木) 10:00～12:00	リフレクション①	池田市民文化会館
	7	8月26日(水) 14:00～17:00	現代的健康課題ーアレルギー疾患のある子どもへの対応ー 学校危機における栄養教諭の役割を考える	大阪府教育センター
ー	8・9	10月13日(火) 9:30～16:30	学校給食の現場から学ぶ ー給食調理場の見学/給食調理場を見学してー 栄養教諭の実践に学ぶー食育を推進する給食指導ー 新規採用栄養教諭として ー学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理と食中毒ー	走井学校給食センター
9	ー	10月15日(木) 15:00～17:00 【10月20日(火)】	人権について考える①	豊中市教育センター
ー	10	11月19日(木) 14:00～17:00	児童生徒主体の食育を進めるために ー教科等の指導との連携ー	大阪府教育センター
ー	12	2月18日(木) 14:00～17:00	栄養教諭の実践に学ぶー個別的な相談指導の実践に学ぶー 1年めのまとめと2年めに向けて セルフマネジメントー1年間の振り返りと今後に向けてー 閉講式	大阪府教育センター
13	ー	3月25日(木) 13:30～16:30	新規採用者研修閉講式ーリフレクション②ー	未定 【豊能地区内】

(府研修回) 大阪府教育センター実施の新規採用栄養教諭研修(全12回)の回数を示しています。

上記回の研修について大阪府の新規採用栄養教諭とともに受講します。(計8回分)

(豊能研修回) 豊能地区実施の公立学校初任者(小・中・義務教育学校教員)研修(全13回)の回数を示しています。

上記回の研修について豊能地区の公立学校初任者とともに受講します。(計6回)

【 】は別班の研修日であり、こちらへの日程変更(振替受講)も可能です。

新規採用栄養教諭研修実施要項

豊中市教育委員会

1. 目的

新規採用栄養教諭研修は、新規採用栄養教諭に対して、教育公務員としての基本的な心構えや服務上の必要な事項及び学校保健・生徒指導・校務分掌・教育活動の全般にわたって研修を実施し、実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見を得させるとともに、研修によって修得した知識・技能を学校教育において活用することを目的とする。

2. 対象

- (1) 新規採用栄養教諭研修の対象となる栄養教諭は、当該年度に豊中市内の公立学校へ採用された栄養教諭とする。(勤務経験年数が1年を有しない栄養教諭も含まれる。ただし、正規採用の栄養教諭としての職務経験を1年以上有する者は除く。)
- (2) 豊中市教育委員会は、当該新規採用栄養教諭について、年間研修計画及び年間指導計画に従い、1年間の新規採用栄養教諭研修を受けさせるものとする。

3. 内容

- (1) 新規採用栄養教諭は、校内において校長、その他の教員等の指導及び助言による研修(年間15日程度)を受けるものとする。
- (2) 新規採用栄養教諭は、校外において豊中市教育委員会及び大阪府教育センター等における研修(年間13日程度)を受けるものとする。

4. 年間研修計画

豊中市教育委員会は、年間研修計画を作成し、校内研修、校外研修の内容及び実施時期、その他必要な事項を定めるものとする。

5. 年間指導計画

- (1) 校長は、豊中市教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、当該学校における年間指導計画書及び指導報告書(以下「新規採用栄養教諭校内研修シート」という。)【様式】を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、校外研修との関連に配慮して、校内研修の項目、時期及びその他必要事項を定めるものとする。

6. 校内体制

- (1) 校長は、校内研修を円滑かつ効果的に実施できるよう、校内研修体制を整備し、新規採用栄養教諭が講義等を受ける際には、業務に支障が生じないように配慮すること。また、研修指導員は新規採用栄養教諭の職務を代行するものではないので留意すること。
- (2) 校長、教頭等は、年間指導計画に基づき、新規採用栄養教諭の指導を行い、新規採用栄養教諭がその職務を遂行するに当たって必要な知識・技能を修得できるよう配慮すること。

7. 研修指導員

研修指導員は、必要に応じて豊中市教育委員会が推薦する。

8. 校長等連絡協議会

豊中市教育委員会は、新規採用栄養教諭研修を円滑かつ効果的に実施できるよう校長等の連絡協議会を開催するものとする。

9. 年間指導計画書及び指導報告書等の提出

校長は、当該学校における新規採用栄養教諭校内研修シート等を豊中市教育委員会へ提出するものとする。

10. 非常変災時の大阪府豊能地区教職員人事協議会実施研修の開催判断について

(1) 協議会実施共通研修について

① 台風の接近が予想される場合

- ・研修前日の正午までに開催が困難と判断した場合、研修を中止または延期する。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じてその旨を連絡するものとする。
- ・延期の場合については、後日、日程等対応について通知する。

② 台風が接近している場合

- ・研修当日の正午までに開催が困難と判断した場合、研修を中止または延期する。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じてその旨を連絡するものとする。
- ・延期の場合については、後日、日程等対応について通知する。

③ ①②を除く事由により、研修日の正午までに研修実施が困難であると判断した場合

- ・研修を中止または延期することがある。
- ・受講者へは所属市町教育委員会を通じて連絡するものとする。

(2) 所属市町教育委員会実施研修について

- ・所属市町教育委員会の基準に従うこと。

11. 非常変災時の大阪府教育センター実施研修の開催判断について

※大阪府教育センターが主催し、外部会場で実施するものも含む。

(1) 台風の接近が予想される場合

- ア 午前7時現在、大阪府内いずれかの地域において「暴風警報」発令中の場合、午前の半日研修及び全日研修は、中止または延期する。
- イ 午前11時現在、大阪府内いずれかの地域において「暴風警報」発令中の場合、午後の半日研修は、中止または延期する。
- ウ 受講者への連絡について
 - ・受講者に対しては特段の連絡をしない。
 - ・延期の場合については、後日、その実施について改めて通知する。

(2) 交通機関がストライキの場合

原則として研修は実施する。

(3) その他

地震など予測できない災害発生時や感染症の拡大防止等に向けた対応が必要な場合などに研修を中止、延期等に変更する場合は、その都度、教育センターWebサイトに掲載する。

【参考】 初任者・新規採用者用

リフレクションチャートについて

～教職員としての実践力を身につけるために～

(1) 目的

教職員としての実践力を身につけるために、『教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）』ならびに『学校事務職員の資質の向上に関する指標（豊能地区）』の各項目について、研修受講者自身が自己評価することによって、日々の学びや取り組みを見つめ直し、内省を促すことを目的とする。

(2) 評価項目

- ・教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）の15項目
（養護・栄養教諭は、【職に応じた指標】3項目を加えた18項目）
- ・学校事務職員の資質の向上に関する指標（豊能地区）の10項目

(3) 評価方法

- ① 各項目について手引を参照しながら、下記の10段階の数値で自己評価します。

【 全く身につけていない 】 1 ～ 10 【 十分身につけている 】

- ② 各項目の自己評価について、その数値にした理由を文章で記入します。

- ③ 完成したレーダーチャートや各項目の自己評価を基に自己分析を行います。

(4) レーダーチャート作成方法

表の空欄に評価を数字で記入することで、レーダーチャートは自動で作成されます。

(5) 作成時期

- 1回め…6月頃作成（締切日は所属市町教育委員会より別途通知）
- 2回め…2月頃作成（締切日は所属市町教育委員会より別途通知）

※ 詳しくは次ページの【記入例】を参照

（記入例）『リフレクシオンチャート』 大阪府豊能地区教職員人事協議会



所属：〇〇〇立〇〇〇学校 ・ 名前：□□ △△△

初任者

入力日：1回目…〇月〇日 / 2回目…△月△日

1回目の結果を踏まえて

リーダーチャートを見て、高いところと低いところと二極化していると感じた。同僚や子ども、家庭とのコミュニケーションに関わる部分は、先輩方にも重要性を説いてもらい、自分なりに努力している自負もある。一方で、人権や学校安全に関わる部分は、知識不足を痛感している。今後の研修では、まずは基本的な知識を修得していきたい。また、授業づくりについては、しっかり計画して進める必要があると改めて感じている。忙しい中でも効率よく授業計画や準備ができるよう、授業計画のしかたについても先輩方から学んでいきたい。そして、提出書類などは自己管理をしっかりして今後遅れないよう気をつけていきたい。

左のリーダーチャートや数値を記入した理由をふりかえり、自分の強みや弱みについて考え、自己分析を行いましょう。

2回目の結果を

理由

Ⅰ 資質・能力	1回目	理由
人権尊重の精神	3	人権研修を受けた際に、知らなかったり、普段意識していないことが多かった。
危機管理能力	2	学校の危機管理について、あまりイメージがつかない。
学び続ける力	6	このリフレクシオンチャートは、各種法定研修の手引の『教員の資質向上に関する指標（豊能地区）』（豊能地区教職員人事協議会HP→教職員研修→研修別ページ）の各項目を参照しながら記入してください。
課題解決能力	7	記入する数値については、（全く身につけていない）1～10（十分身につけている）の尺度で自己評価し、その理由も簡潔に記入してください。
法令遵守の態度	7	
事務能力	2	
協働する力	2	
ネットワーク力	4	
マネジメント力	3	
授業を構想する力	3	
授業を展開する力	4	
授業を評価する力	2	
子ども理解	6	家庭訪問では、先輩の教え通り家庭の話をしっかり聞くことができました。
集団づくり	6	家庭とはまめに連絡を取るよう心掛けている。
エンパワー	4	私自身は子どもも理解に努めているが、子どもが相互理解し合える集団づくりはまだまだである。

2回目

【① 資質・能力】

【② 資質・能力の詳細】

【共通する指標】

第0期（研修に先立ちの準備段階）	第1期（基礎形成期）	第2期（実践力向上期）
人権尊重の精神 1 教員の職務と教員責任を自覚し、児童・生徒の権利と義務を尊重し、人権意識、人権感覚を身につける。 2 子どもの尊厳を認め、一人ひとりの個性や能力を尊重し、一人ひとりの成長を促す。	人権尊重に基いた子ども理解 1 子どもの気持、思い、背景を理解した上で適切な指導ができる。指導することができる。 2 子どもの権利、思い、背景を理解した上で適切な指導ができる。指導することができる。	学校の人権教育 1 学校の組織を把握し、人権教育の推進に努める。 2 人権尊重の教育を推進し、人権意識を高める。
危機管理能力 1 安全に関する基礎的な知識を身につける。 2 学校安全に関わる基礎的な知識を身につけるとともに、身の周りの危険を察知し、回避することができる。	学級等の安全管理ができる 1 学校の危機管理に必要な知識を身につける。 2 知識に基づいた安全管理のための適切な対応ができる。	学校安全のため 1 学校安全について、身の周りの危険を察知し、回避することができる。 2 危機管理に向けて、積極的な行動をとる。

教員の資質の向上に関する指標（豊能地区） 1 （大阪府指標をもとに作成）

【共通する指標】

		第1期(基礎形成期)	第2期(ミドルリーダ向上期)	第3期(ミドルリーダ深化期)	第4期(キャリア成熟期)
I 教育への情熱と教育者にふさわしい基礎的素養	人権意識、人権感覚を身につける	<p>人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの気持ち、願い、背景を理解した上で適切な指導をすることができる 子ども一人ひとりを尊重するとともに豊かな人間関係を築くことができる 	<p>学校の課題を把握し、課題解決に向けて取組みを進めることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の教育を推進するために、経験の少ない教職員に指導・助言することができる 	<p>学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進の中心的役割を果たすことができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭・地域・関係諸機関と連携して、人権尊重の教育を推進し、教職員に指導・助言することができる 	<p>人権尊重を基盤とした学校づくりができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権尊重の理念に基づき、学校経営計画の策定に参画することができる 人権教育に関わる校内の課題について、全教職員に適切に指導・助言することができる
	危機管理能力	<p>安全に関わる基礎的な知識を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校安全に関わる基礎的な知識を身につける 知識に基づいた安全管理のための適切な対応ができる 	<p>学校安全のために組織的な行動ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校安全について、知識だけでなく、理由や背景などの深い理解をもっている 危機管理に向けて、学校の組織活動の中での役割を意識し行動できる 	<p>学校における危機管理体制を点検し、改善できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校安全に関わる研修等を企画し、実施することができる 学校における危機管理体制（危機管理マニュアル等）を点検し、改善することができる 	<p>学校・家庭・地域・関係諸機関との危機管理体制を確立できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校を取り巻く危機管理について、学校・家庭・地域・関係諸機関との協力体制を確立できる 危機管理体制が十分であるか常に状況を把握し、緊急の場合に適切な判断ができる
	学び続ける力	<p>省察力及び理解力を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育への情熱をもっている 省察力（自ら振り返り、良い悪いを考えることができる力）を身につけ、常に成長しようとする意欲をもっている 	<p>幅広い専門性を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> 省察力を活かし、幅広い専門性に基づくキャリアプランを立て、教職員としての成長意欲をもち続ける 個人だけでなく、他の教職員とともに学ぶ姿勢をもっている 	<p>最新情報を収集し、実践を発信する</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校外から最新の情報を収集し、自らの実践を検証し改善し続けるとともに、積極的に発信することができる 自らの成長だけでなく、教職員集団としての成長のために取り組むことができる 	<p>学校教育目標達成のための情報を収集する</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や府、市・町等の動向や情報をもとに、自校の状況を分析し、課題を発見することができる 学校教育目標達成のための課題を明確にし、改善に向けての方向性を示すことができる
II 社会人としての基礎的素養	課題解決能力	<p>自分の課題を認識し、課題解決に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら課題解決のために努力するとともに、相談する等、行動することができる 	<p>学年（学校）の課題を把握し、解決に向けて行動できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 学年や分掌など、校内組織で生じている課題を把握し、解決する方策を考えられる 課題解決に向けて検討する際に、教職員・管理職等との調整を行うことができる 	<p>学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校内の様々な場面で生じている課題について、意識的に把握することができる 課題を克服するために教職員の意見等を取りまとめ、取組案を示すことができる 	<p>課題解決に向けて適切な指針を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> 大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し、適切に対応案を示すことができる 課題解決に向けて、進捗状況を把握し、必要な指導・助言を行い、改善に努めることができる
	法令遵守の態度	<p>一般常識を身につける</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会人としての一般常識を身につけている 教員として、職務を遂行する上で必要な教育に関する基礎的な法規や理論を知っている 	<p>法令への深い理解をもつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育関係の法令に関して、その意味や背景を理解している 法令への深い理解に基づいて、経験の少ない教職員に適切な指導・助言することができる 	<p>法令遵守の精神を教職員に助言する</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育公務員として法令を遵守し、教職員のモデルとなる行動ができる 法令遵守の観点から求められる事項について、是正する実行力と指導力をもっている 	<p>法令遵守の精神を教職員に指導する</p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら常に法令遵守を意識し、教職員のモデルとなるとともに、法令遵守の大切さを教職員全体に指導することができる 法令遵守の観点で校内全体を点検し、未然防止に向けての対策を講じることができる
	事務能力	<p>提出期限等を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料やデータについて適切に処理することができる 提出書類等の趣旨を理解し、期日までに提出できる 	<p>効率的に処理できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校全体に関わる事務を効率的に行うことができる 関係者との調整を行い、効率的に処理することができる 	<p>協力し効率的に処理できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校内及び対外的な事務を処理することができる 教職員が様々な事務を適切に分担、協力し、効率的に処理できるよう、中心的役割を担うことができる 	<p>作成した書類等について点検できる</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての事務処理に関わって教職員の作成した書類等についても点検することができる 正確で効率的な事務処理の方法について指導・助言することができる

第0期（教職に就く前の準備段階）		第1期（基礎形成期）		第2期（ミドルリーダ－向上期）		第3期（ミドルリーダ－深化期）		第4期（キャリア成熟期）	
III	7	協働的姿勢をもつとともに、自分の意見を的確に述べ、適切なコミュニケーションを取ることができる。グループの中で協働的に行動する。	組織の一員としての自覚をもつ ○ 学校教育目標達成に向けて、組織の一員として、協働的に行動することができる。 ○ 教職員・管理職の話を謙虚に受け止め、組織に積極的に参画している。	チーム力を高める ○ 学校教育目標達成に向けて、学年・分掌等の要となり、気持ちの前の前った教職員集団づくりに努めることができる。 ○ 経験の少ない教職員に適切な指導・助言ができ、教職員・管理職に相談しながら、機能的な組織づくりに努めることができる。	組織力を高める ○ 組織全体の特色を意識し、協働的な組織づくりを進めることができる。 ○ 相手の気持ちや立場を理解しながら、教職員に対して適切に指導・助言することができる。	学校力を高める ○ 学校教育目標達成のために、協働的な組織をつくることができる。 ○ 学校・家庭・地域・関係諸機関と連携・協働し、学校力を高めることができる。			
	8	様々な人と関わりをもつ ○ 課題解決に向けて、困難を抱え込まず、相談できるネットワークづくりの大切さを理解している。	課題を解決するために相談することができる ○ 自分の担当の中で生じた課題を解決するために、校内組織の中の適切な役割の人に対して指導・助言を仰ぐことができる。	課題を解決するためのネットワークを構築できる ○ 学校・家庭・地域・関係諸機関の様々な人と関わり、課題解決に活かすことができる。 ○ 子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。	組織力を高めるためのネットワークを構築できる ○ 必要に応じて関係諸機関と連携し、課題解決に向けたケース会議等を実施することができる。	学校力を高めるためのネットワークを構築できる ○ 学校内外に対して説明責任を果たすための、情報を適切に発信することができる。 ○ 子ども一人ひとりの系統性のある支援体制を構築する等、学校内外のネットワーク構築のコーディネートができる。			
	9	集団の中で役割を果たす ○ 所属する集団の中で、自己を見つめ、自分の役割を果たすことができる。	学級経営等を行うことができる ○ 学級の子どもの一人ひとりを理解するとともに、学級全体の状況や課題も考慮して学級経営等に活かすことができる。 ○ 学級経営を目標・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより改善することができる。	学級経営等を行う ○ 学級や学年全体の状況・課題を把握し、学級経営等に活かすことができる。 ○ 目標を明確にし、新しい発想・企画力をもってPDCAサイクルにより改善することができる。	学校の計画を作成・実行できる ○ 学校教育目標に基づき、学校の直面する課題を認識し、学校全体の行動計画を作成するとともに、その推進役を果たすことができる。 ○ 人材育成の観点をもって、教職員一人ひとりを理解し、次世代の育成に努めることができる。	中・長期的な学校経営ビジョンを明確に打ち出す ○ 学校内外の状況を多面的に把握し、中・長期的な学級経営の方向性を提案し、対応策を講じることができる。 ○ 中・長期的な人材育成を含めた学級経営づくりに参画することができる。			
IV	10	授業を構想する力 子どもたちを伸ばすことができる授業力、	子ども主体の学習指導案を作成する ○ 学習指導要領に基づいた子ども主体の学習指導案を作成することができる。 ○ 教材を理解し、ねらいを明確にした単元の指導と評価の計画を立てるとともに、基礎・基本の定着を図り、知識を活用する力（思考力・判断力・表現力等）を育む学習指導案を作成することができる。 ○ 学級の子どもの実態に応じて、板書計画や発問の仕方など、ユニバーサルデザインの観点に基づいた学習指導案を作成することができる。	創意工夫をした学習指導案を作成する ○ 教材を深く理解し、子どもの発達段階や認知特性、習熟度に応じて創意工夫を凝らした授業を計画することができる。 ○ 学習活動の流れの中で必要となる支援の内容を想定した学習指導案を作成することができる。 ○ 経験の少ない教職員の指導案づくりに指導・助言することができる。	他の教職員に授業の構想について指導・助言することができる ○ 他の教職員が授業を計画する際に授業の構想について指導・助言することができる。 ○ 他の教職員に対して単元の指導と評価の計画や評価規準について指導・助言することができる。 ○ 他の教職員に対して個に応じた指導内容や支援方法について指導・助言することができる。	研究体制を整え、組織的な取組みを進める ○ 教職員個々の授業を観て指導・助言するとともに、授業改善に向けての組織的な取組みを進め、目標達成のための研究体制を整えることができる。 ○ 障がい特性や発達課題を踏まえる等、子ども一人ひとりの状況や課題に応じた学習指導について、具体的に指導・助言することができる。			
	11	授業に必要な基本的なスキルを身につける ○ 授業を活性化するためのコミュニケーションスキル（聴く・話す・伝える等）を身につけている。	基本的な授業スキルを実践に活かす ○ 授業を行うための適切なスキル（説明・指示・板書・発問等）を身につけ、子どもの状況を把握しながら、単元や本時の目標を明確にし、授業を実践することができる。 ○ ユニバーサルデザインの観点に基づいて、すべての子どもにとってわかりやすい授業を実践することができる。	子どもの実態に応じた授業展開ができる ○ 子どもの発達段階や認知特性、習熟度に応じた授業を展開することができる。 ○ 積極的に授業を公開するとともに経験の少ない教職員に授業展開について指導・助言することができる。 ○ チームティーチングの授業を自分ごとで行うことができる。	授業展開について指導・助言することができる ○ 学校内外のモデルとして、研究（公開）授業ができる。 ○ 授業の展開について、個に応じた指導方法・支援方法を他の教職員に具体的に指導・助言することができる。 ○ チームティーチングの教職員の授業内での役割について適切に指導・助言することができる。	個々の教職員の実態を把握し、意欲を引き出す ○ 教職員個々の実態を把握し、授業改善に向けて適切に指導・助言するとともに教職員の意欲を引き出すことができる。			
	12	授業を評価する力 教科の指導力	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る ○ 授業評価シート等を活用して授業の振り返りを行うことができる。 ○ 他の教職員の授業を観て自分の授業改善に努めることができる。	授業改善を推進する ○ 自分の授業を客観的に振り返ることや、他の教職員の良しところを取り入れる等、積極的に授業改善をすることができる。 ○ 研究討議会等で積極的に自分の意見や実践を発言し、校内の授業改善推進につなげることができる。	授業評価力を身につける ○ 授業参観のポイント（授業改善シート等）を分析し、校内研究体制の推進を図ることができる。 ○ 研究討議会を進行したり、授業を分析し、指導・助言したりする力を身につけている。	授業改善のための体制を構築する ○ 教職員個々の授業を適切に指導・助言することができる。 ○ 授業改善のための体制を構築し、具体的な取組みを示すことができる。			

教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）4

（大阪府指標をもとに作成）

【職に応じた指標】

		第1期(基礎形成期)		第2期(ミドルオーダー向上期)		第3期(ミドルオーダー深化期)		第4期(キャリア成熟期)	
4	学校保健及び保健組織活動について理解する	学校保健及び保健組織活動の推進	健康課題に適切に対処するため連携することができる	健康課題に適切に対処するため、積極的に連携することができる	学校教育目標の実現に向けて工夫改善し、教職員の支援を行うことができる	地域の学校保健向上に貢献することができる	地域の学校や関係諸機関との協働によって教育活動を推進することができる	地域の学校や関係諸機関との協働によって教育活動を推進することができる	地域の学校や関係諸機関との協働によって教育活動を推進することができる
5	学校保健に関わる危機管理の基礎的な知識を身につける	学校保健に関わる危機管理の基礎的な知識を身につける	学校保健に関わる危機管理ができる	学校保健に関わる危機管理の課題を充実することができる	学校保健に関わる危機管理体制において指導的役割を果たすことができる	学校保健推進の観点から学校危機管理体制を確立することができる	学校や関係諸機関との協働によって教育活動を推進することができる	学校や関係諸機関との協働によって教育活動を推進することができる	学校や関係諸機関との協働によって教育活動を推進することができる
6	子どもの心身の健康課題に関する基礎的な知識を身につける	子どもの心身の健康課題に関する基礎的な知識を身につける	子どもの心身の健康状態を把握し対応することができる	心身の健康課題について、共通理解を図ることができる	心身の健康課題について、子どもに自己理解を促すとともに、自分自身で解決しようとする力を身につけさせることができる	組織的な支援体制の充実を図ることができる	組織的な支援体制の充実を図ることができる	組織的な支援体制の充実を図ることができる	組織的な支援体制の充実を図ることができる
7	食に関する指導や個別の相談指導の基礎的な知識を身につける	食に関する指導や個別の相談指導の基礎的な知識を身につける	子どもの発達段階や実態に応じた指導を行うことができる	食に関する指導や相談指導を行うことができる	食に関する指導や相談指導を行うことができる	食に関する指導や相談指導を行うことができる	食に関する指導や相談指導を行うことができる	食に関する指導や相談指導を行うことができる	食に関する指導や相談指導を行うことができる
8	栄養管理の基礎を身につける	栄養管理の基礎を身につける	適切な栄養量で献立を作成できる	教材となる献立を作成できる	教材となる献立を作成できる	教材となる献立を作成できる	教材となる献立を作成できる	教材となる献立を作成できる	教材となる献立を作成できる
9	衛生管理の重要性を理解する	衛生管理の重要性を理解する	基本的な衛生管理を行うことができる	適切な衛生管理を行うことができる	適切な衛生管理を行うことができる	適切な衛生管理を行うことができる	適切な衛生管理を行うことができる	適切な衛生管理を行うことができる	適切な衛生管理を行うことができる